

## 茨木市債権管理対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1 茨木市債権の管理に関する条例（平成23年茨木市条例第14号）第2条第1号に規定する市の債権（以下「債権」という。）の管理について、未収対策を推進するとともに、徴収業務の改革、改善等の方策の検討を行い、歳入の確保を図るため、茨木市債権管理対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 債権管理方針の策定に関すること。
- (2) 債権管理方針に基づく債権管理事務の指導に関すること。
- (3) 債権の徴収業務の改革、改善等の検討及び推進に関すること。
- (4) その他債権管理に係る対策の推進に関すること。

### (組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は総務部担当副市長の職にある者を、副本部長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長等)

第4 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

### (検討部会)

第6 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に次の検討部会を置く。

- (1) 強制徴収公債権検討部会
  - (2) 非強制徴収公債権検討部会
  - (3) 私債権検討部会
- 2 各検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
  - 3 部会長及び部会員は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある者を部会員とすることができる。
  - 4 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 各検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長が必要と認めたときは、関係職員を会議に出席させ、説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 部会長は、検討部会の議事内容を必要に応じて、本部長に報告するものとする。  
(庶務)

第7 推進本部及び検討部会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月31日から実施する。  
(茨木市徴収事務担当課連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 茨木市徴収事務担当課連絡会議設置要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

市民文化部長	福祉部長	健康医療部長	こども育成部長	産業環境部長	建設部長
水道部長	教育委員会教育総務部長				

別表第2（第6関係）

検討部会	部会長	部会員
強制徴収公債権 検討部会	納税課長	生活福祉課長 障害福祉課長 長寿介護課長 保険年金課長 こども政策課長 保育幼稚園事業課長 建設管理課長 下水道総務課長
非強制徴収公債 権検討部会	生活福祉課長	人事課長 文化振興課長 スポーツ推進課長 市民課長 人権・男女共生課長 保険年金課長 こども政策課長 環境事業課長 建設管理課長 下水道総務課長 下水道施設課長
私債権検討部会	建築課長	保険年金課長 子育て支援課長 発達支援課長 保育幼稚園事業課長 学童保育課長 下水道総務課長 水道部営業課長 教育委員会保健給食課長